施設利用時の安全対策規程

（目的）

第１条　この規程は、豊川サッカー協会（以下「本協会」という。）が実施する事業において、参加する選手、審判、役員など関係者（以下「関係者」という。）および観戦者を含む第３者の安全を確保するために、関係者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　安全対策を講じる対象施設は、次のとおりとする。

（1）豊川市サッカー場

（2）豊川市赤塚山公園市民のスクエア

（3）豊川市陸上競技場

（4）豊川市音羽運動公園

（5）豊川市スポーツ公園サッカー場

（利用方法等）

第３条　関係者は、対象施設において定められている利用方法および注意事項を遵守することとする。さらに本協会が定めるグラウンド使用方法を遵守することとする。

（安全対策）

第４条　関係者は、対象施設の特性を踏まえ、次のとおり安全対策に努める。

（1）豊川市サッカー場

豊川市サッカー場は、ピッチを囲んでいるフェンスが低く、観戦者がピッチの近くにて観戦できる醍醐味もあるが、ボールが観戦者に当たる可能性もある。よって、次の項目に留意する。

① フェンスの近くに観戦者がいる時は、注意を促す。

② 管理棟周辺においても関係者および観戦者（トイレ利用者）に、注意を促す。

③ 特に子どもがピッチの近くや芝生席（のり面）にいる時は、最大限の注意を促す。

（2）豊川市赤塚山公園市民のスクエア

豊川市赤塚山公園市民のスクエアは、全周がフェンスで囲まれており、豊川市サッカー場と比較してボールが観戦者に当たる可能性は低いが、ステージにおいてはこの限りではない。よって、次の項目に留意する。

① ステージに関係者および観戦者がいる時は、注意を促す。また、観戦者以外が

荷物置き場や休憩などで利用している時もあるので、同様に注意を促す。

② 全周がフェンスに囲まれているとは言え、フェンス外にボールが飛んでいく可能性はあるので、そのことを認識し注意を払う。

③ 人工芝はゴール固定のピンを打つことができないため金属製のウェイトを使用するが、ゴールが倒れるような強風が吹く場合は選手の安全を考慮し、大会等を中止もしくは延期とする。

(3) 豊川市陸上競技場

① 豊川市陸上競技場は、ピッチがトラックの内側にあるため、他施設と比較してボールが観戦者に当たる可能性は格段に低いが、観戦者がトラック内に侵入してくることも想定する。

② 陸上競技場も固定のピンを打つことができないため金属製のウェイトを使用するが、ゴールが倒れるような強風が吹く場合は選手の安全を考慮し、大会等を中止もしくは延期とする。

(4) 豊川市音羽運動公園

豊川市音羽運動公園は、敷地が広いため、ピッチ周辺に観戦場所を設定しない限り、ボールが観戦者に当たる可能性は格段に低いが、観戦者がピッチ近くに侵入してくることも想定する。

(5) ゴールの固定に関して

各利用会場のゴールの固定に関しては以下のとおりとする。

① 市サッカー場、スポーツ公園

固定ピン３本+サンドバッグ３個

② 陸上競技場、市民のスクエア、音羽運動公園

固定ウェイト４個+サンドバッグ４個

サンドバッグは固定ピンおよび固定ウェイトの上に被せクッションとなるように設置すること。また、できるだけゴールの内側からの設置が好ましい。

ただし、備品が十分でない場合はこの限りではないが、転倒防止を含め他の備品にて対応することも可能とし、安全対策に努めることとする。

（熱中症対策）

第５条　別途定める、熱中症対策の運用規程を遵守することとする。

（雷対策）

第６条　別途定める、落雷事故対策の運用規程を遵守することとする。

附　則

1　この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、2019 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、2021 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。